

八 雲 町

普通特種自動車売払いのお知らせ (売却説明書・申請書)

八雲町では、普通特種自動車1台を一般競争入札により売払いします。

売却説明書

I 一般競争入札による普通特種自動車売払いの流れ

一般競争入札・・・町が定めた予定価格（最低売却価格）以上で最も高い価格をつけた方を落札者として決める方法です。

参加申請書の提出	<ul style="list-style-type: none">・令和7年3月3日(月) から 令和7年3月18日(火) まで・入札参加申請書兼納税証明書に関係書類を添えて、八雲町役場建設課車両係へ直接提出してください。
資格審査	<ul style="list-style-type: none">・資格審査後、入札参加資格審査結果通知書が送付されます。
車両の公開	<ul style="list-style-type: none">・令和7年3月12日(水) ～ 14日(金) 午前10時から午後3時まで 八雲町車輛センター・希望者は事前に氏名及び確認を希望する日時を建設課車両係へ連絡すること。
入 札	<ul style="list-style-type: none">・入札日 令和7年3月24日(月) 午前10時00分・会 場 八雲町役場 第3会議室・開 札 入札後、ただちに開札し落札者を決定します。
契約の締結	<ul style="list-style-type: none">・令和7年3月28日(金) までに契約していただきます。・契約金額は落札額に消費税とリサイクル料(16,490円)を加算した額になります。
売買代金の納付	<ul style="list-style-type: none">・契約後10日以内に全額一括で納入していただきます。・売買代金の納付確認後、譲渡証明書等を交付いたします。・名義変更は落札者が行います。
所有権の移転	<ul style="list-style-type: none">・名義変更にかかる費用は落札者の負担となります。・名義変更後の車検証を提出していただき車両を引き渡します。
入札結果の公表	<ul style="list-style-type: none">・入札結果(金額、氏名等)は、八雲町ホームページで公表します。

II 一般競争入札による普通特種自動車売払いの概要

1 入札物件及び予定価格

- (1) 物 品 名 普通特種自動車（三菱パジェロ）
- (2) 付 属 品 冬タイヤ4本（ホイール付）、冬ワイパー1式
- (3) 予 定 価 格 事後公表（低売却価格を設定しています。）
- (4) 登 録 番 号 函館800 さ 3367
- (5) 初年度登録 平成19年8月
- (6) 乗 車 定 員 7人
- (7) 型 式 CBA-V93W
- (8) 燃 料 ガソリン
- (9) 排 気 量 2.97L
- (10) 原動機型式 6G72
- (11) 走 行 距 離 400,871km（令和7年2月現在）
- (12) 車 検 期 間 令和7年8月29日満了
- (13) 引 渡 条 件 現状渡し ※四輪駆動切替装置故障、燃料インジェクター不具合、リアサスペンション異音、エンジンオイルの減り等による修理が必要です。

2 入札参加資格者

入札の参加者は、次に掲げる要件をすべて備えている者とします。

- (1) 地方自治法第239条第2項に規定されていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者及び同条第2項各号の規定に基づく当町の入札制限を受けていない者であること。
- (3) 公告の日（令和7年3月3日）に、八雲町内に住民登録がある個人又は本店、支店若しくは営業所がある法人であって当町が賦課する町税及び町に納付すべき公共料金等に滞納がない者であること。

ただし、法人については、公告の日（令和7年3月3日）に次のいずれかの要件を満たしていること。

- ア 八雲町の法人町民税が課税されていること。
- イ 八雲町に営業届けが提出されていること。
- ウ 八雲町内に本店、支店若しくは営業所の法人登記がなされていること。
- エ 八雲町の物品購入業者名簿及び建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されていること。（指名願の提出があること。）
- オ 業として取り引きしようとする者の場合は、古物営業法の許可証を所持していること。

3 入札参加資格の申請及び審査

入札に参加を希望する者は、次により入札参加申請をし、入札参加資格の審査を受けなければなりません。

(1) 申請に必要な書類

個人	法人
ア 入札参加申請書兼納税証明書（様式第1号） （対象：納税義務者として課税されているすべての税目）	ア 入札参加申請書兼納税証明書（様式第1号） （対象：納税義務者として課税されているすべての税目、町道民税特別徴収を含む）
イ 公共料金等納付状況調査同意書（様式第4号）	イ 公共料金等納付状況調査同意書（様式第4号）
ウ 市町村長が発行する身分証明書 （発行後3箇月以内のもの）	ウ 法人登記事項証明書又は営業証明書ほか入札参加資格を有することを証明する書類（発行後3箇月以内のもの）
エ 古物商許可証の写し （業として取引しようとする者のみ）	エ 古物商許可証の写し

(業として取引しようとする者のみ)

- (2) 返信用封筒 封筒の表に申請者(入札者)の住所(所在)、氏名(名称)を記載し、簡易書留料金分(460円)の切手を貼ったもの。
- (3) 提出部数 各1部
- (4) 申請受付期間及び場所
- ア 受付期間 令和7年3月3日(月)から令和7年3月18日(火)まで(土、日を除く)
- イ 受付時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)
- ウ 受付場所 八雲町役場建設課車両係
- エ 注意事項
- (ア) 申請書類は受付場所に持参してください。(郵送は受け付けません。)
- (イ) 資格審査後に送付される入札参加資格審査結果通知書は、入札の際に必ず持参しなければなりません。
- (ウ) 申請にかかる書類に不備、不足、記入漏れがある場合は、申請を無効とすることがあります。
- (エ) 申請にかかる費用は申請者の負担となります。また、申請書類はお返しいたしません。
- (5) 売払い車両等の公開
- 売り払い車両 普通特種自動車(三菱パジェロ)、車検証等の公開をします。
- ア 日時 令和7年3月12日(水)～14日(金)
- 午前10時から午後3時まで
- イ 場所 八雲町車輛センター 三杉町25-137

※物品の確認を希望する者は、事前に氏名及び確認を希望する日時を建設課へ連絡すること。
※公開による車両の確認をされなくても入札に参加はできますが、入札物件に関しすべての事項を了承したものとみなしますので、事前に車両の状態を充分ご確認ください。

4 入札日時及び落札者の決定

- (1) 入札及び開札日時 令和7年3月24日(月) 午前10時00分
開札は入札参加者の入札後、ただちに行います。
- (2) 入札及び開札場所 八雲町役場 第3会議室
- (3) 落札者の決定
開札の結果、八雲町が事前に定めた予定価格(最低売却価格)以上の入札のうち、入札価格が最高額である入札者を落札者として決定します。
- (4) 再度入札
開札の結果、予定価格以上の入札者がいない場合は、落札者が決定するまで、再入札を実施しますので、入札書(様式第2号)及び入札書に使用する印鑑をご持参ください。(入札書については入札会場にも用意しています。また、八雲町役場建設課で配布します。八雲町ホームページでもダウンロードできます。)
- ※2回目以降の再入札について棄権することができます。

5 入札方法

- (1) 入札参加者は、入札書に必要事項を記載し、押印の上、入札してください。
- (2) 入札への参加は、入札参加資格審査結果通知書に記載された本人又は代理人が参加することができます。本人は、入札参加資格審査結果通知書を、代理人は入札参加資格審査結果通知書と委任状(様式第3号)を入札前に提出しなければなりません。また、本人、代理人ともに、本人であることが確認できるもの(運転免許証、保険証等)をご持参ください。(委任状は八雲町役場建設課で配布します。八雲町ホームページでもダウンロードできます。)
- (3) 前項の代理人は、同一入札において2人以上の代理人となることができません。
- (4) 入札者は、同一入札において他の入札者の代理人となることができません。
- (5) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回はできません。

- (6) 開札時に入札者又はその代理人が開札場所にいないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせ開札します。
- (7) 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合においてくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員に代わりにくじを引かせ決定します。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ア 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 委任状に不備がある者又は提出のない代理人がした入札
- ウ 入札書に記名押印がない入札
- エ 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- オ 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- カ 入札に関し不正の行為があった者のした入札
- キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ク その他入札に関する条件に違反した入札

6 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除します。

7 契約の締結及び売買代金の納付

(1) 契約の締結

令和7年3月28日(金)までに、八雲町が用意する契約書により契約を締結しなければなりません。

(2) 契約金額

契約金額は落札金額に消費税とリサイクル料(16,490円)を加算した金額となります。

(3) 売買代金の納付

売買代金(契約金額)は、八雲町が交付する納入通知書により、契約締結日から起算して10日以内に全額一括で納入しなければなりません。

8 所有権の移転及び引渡し

(1) 売買代金が納付されたときに所有権が移転しますので、納付を確認した後、名義変更に必要な譲渡証明書等を交付します。

(2) 車両の名義変更等に関する事務手続きは、落札者が行うこととなります。

(3) 名義変更後、自動車検査証の写しを提出していただきます。

(4) 車両の名義変更に伴う費用は、落札者の負担となります。

(5) 車両は現状渡しとし、車両の運送については落札者の責任により行い、費用は落札者の負担とします。万一事故等が発生した場合においても町は一切責任を負いません。

(6) 車両の引渡後、隠れた不良や欠陥等が発見された場合、八雲町では補修等の責任は負いません。

9 その他

(1) 入札の変更又は中止

談合等不正行為のおそれがあると認められる場合は、入札の日程、方法の変更又は入札の中止をすることがあります。

(2) 利用条件等

ア 再利用等への用途制限はしておりませんが、使用にあたっては八雲町が所有していた車両であることに鑑み、社会規範に反することなく適切に再利用すること。

イ 売買物品外装の両側面にある「八雲町道路パトロールカー」の表示等を使用開始までに乙の責任において必ず除去し、除去した証として写真を提出するものとする。

ウ 自動車検査証の所有者の氏名又は名称については、本契約書の買受人と同一とする。

(3) 入札結果の公表

入札結果（金額、氏名等）は八雲町ホームページで公表します。

(4) 問い合わせ

前各項に定めるもののほか、この入札に関し必要な事項は、八雲町財務規則の定めるところによります。ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

八雲町役場建設課車両係 Tel 0137-62-2115 FAX 0137-62-2120

この入札にかかる売却説明書、入札参加申請書兼納税証明書（様式第1号）、入札書（様式第2号）及び委任状（様式第3号）、公共料金等納付状況調査同意書（様式第4号）は、八雲町のホームページからダウンロードできます。

<https://www.town.yakumo.lg.jp/>